

令和3年第3回定例会会議録（第6号）

令和3年9月27日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
上下水道企業管理者	岩 田 弘 君	総 務 部 長	末 田 信 也 君
企画戦略部長	安 部 政 信 君	観光・産業部長	松 川 幸 路 君
公営事業部長	上 田 亨 君	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田 辺 裕 君
いきいき健康部長	内 田 剛 君	建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君
市長公室長兼 自治連携課長	山 内 弘 美 君	防 災 局 長	白 石 修 三 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	消 防 長	須 崎 良 一 君
上下水道局次長	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総務係長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 任	佐 藤 雅 俊
速 記 者	桐 生 正 子		

○議事日程表（第6号）

令和3年9月27日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案及び請願に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 81号 別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第 82号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 83号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 84号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 85号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 86号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
- 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
- 報告第11号 別府市国民保護計画の変更について
- 報告第12号 市長専決処分について
- 第 5 議員提出議案第 6号 出産育児一時金の増額を求める意見書
- 議員提出議案第 7号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書
- 議員提出議案第 8号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 議員提出議案第 9号 保健所機能の強化・充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書
- 議員提出議案第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第 6 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会及び予算決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・三重忠昭君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（三重忠昭君） 去る9月3日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第59号令和3年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分外5件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち議第59号令和3年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、計上した歳出予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により鉄輪むし湯の入浴者が別府市の想定を上回り減少したことに伴い、令和3年4月から同年7月までの期間を対象に、今年度より新たに選定された指定管理者に対する減収負担金を予算計上するものであるとの説明がなされ、また、北浜温泉テルマスを廃止することに伴い、同施設の回数券返金分負担金を予算計上するものであるとの詳細な説明がなされました。

委員から、同施設の廃止及び回数券返金に対する周知方法について、インターネットを活用しない利用者に対しても市報べっぶ等により丁寧に対応するよう当局に対し要望がありました。

次に、産業政策課関係部分では、歳出予算として、シルバー人材センターがJAべっぶ日出亀川駅前出張所へ移転したことに伴い、老朽化した既存の建物の施設解体工事の実施設計委託料を予算計上するものであるとの説明が、また、大分県東部勤労者福祉サービスセンターがJAべっぶ日出亀川駅前出張所へ移転したことに伴い、既存建物の老朽化による解体に係る石綿含有分析調査委託料及び施設解体工事の実施設計委託料を予算計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、シルバー人材センターの跡地について、売却ではなく利活用する検討をしなかったのかとの質疑に対し、当局から、跡地については売却する方針であるとの答弁がなされ、委員より再度、利活用について協議するよう要望がありました。

続きまして、農林水産課関係部分についてであります。

大分県が実施する境川上流の砂防堰堤事業について、その工事に係る市有地を大分県に売却することに伴う歳入予算であること、旧慣による権利を有している地元の組合等に、権利放棄に対して補償金を支払うための歳出予算であるとの詳細な説明がなされました。

委員から、市有林間伐等売払収入に関し市有林の整備について質疑があり、当局より、間伐等の整備については、年次計画により植林、補植等実施しており、また、森林環境譲与税を活用した整備も計画的に行っているとの説明がなされました。

次に、都市計画課関係部分であります。

大規模建築物耐震改修の補助事業に対する国庫補助金について、令和3年度より国の制度の変更で交付金が補助金として一元化され、地方公共団体を經由して事業者へ交付されることとなり、制度の変更に伴う補正予算の計上であるとの説明がなされました。

続きまして、都市整備課関係部分についてであります。

橋梁長寿命化事業において、気象状況などの影響により、工期が大きく変動することが想定されるため、柔軟に工期が設定できるようにすることや施工時期の平準化が図れるよう繰越明許費を補正するとの説明がなされました。

次に、公園緑地課関係部分についてであります。

歳出、歳入ともに国の交付金額決定による財源補正であるとの説明がなされました。

採決の結果、議第 59 号令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 61 号令和 3 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入では、令和 2 年度の決算により実質収支の増加に伴い繰越金を増額すること等の説明がなされました。一方、歳出においては、令和 5 年 3 月に特別競輪第 7 回ウイナーズカップ G II の開催が決定したこと、一般会計繰出金を 1 億円追加すること等に伴う予算計上であるとの詳細な説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案 2 件についてであります。

まず、議第 67 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、市営温泉の北浜温泉テルマスを令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止することに伴う改正であるとの説明がなされました。

委員から、同温泉で実施されている健康教室の代替案について質疑がなされ、当局から、健康推進課と現行の健康教室の代わりとなるものを民間、市の施設の使用を含めて協議しているとの答弁がなされました。

また、別の委員から、同温泉の利用者が令和 4 年 4 月 1 日以降も代替の施設を利用できるよう当局に対し要望がありました。

次に、議第 68 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

その改正内容は、現在まだ入居者のいる既存棟の A 棟から E 棟までを（旧）A 棟から（旧）E 棟とし、現在建設中の 4 棟を地名地番変更の上、新たに A 棟から D 棟として別表に追加し、令和 3 年 11 月 1 日から施行しようとする条例改正であるとの説明がなされました。

委員から、既存の住宅 5 棟はいつまで使用するのかとの質疑に対し、当局から、同住宅 5 棟については、全ての住民の転居が終わり次第、廃止する条例の議案を上程し、議決を得られた後、解体する予定であるとの説明がなされました。

以上 2 件の条例議案の採決について、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案 2 件として、議第 69 号及び議第 70 号の旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてであります。

これら 2 つの議案は、農林水産課関係部分の補正予算に関連し、大分県が実施する境川上流の砂防堰堤事業に伴う工事の用地である市有地のうち、別府市大字南立石字長谷川及び別府市大字鶴見字大平の旧慣を廃止するため、補償金を南立石財産管理委員会及び扇山採草組合に支払うものであるとの説明がなされました。

この 2 つの議案の採決についても、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（森 大輔君） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案、議第59号令和3年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分外5件、及び請願、請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願1件につきまして、委員会を開会し慎重な審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願についてであります。

請願の趣旨について簡単に御説明いたします。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されており、高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害にもなっております。日本では、一部の自治体が補聴器購入の補助を行っているのみであります。補聴器購入に対する公的補助制度は、ヨーロッパでは既に確立されております。補聴器のさらなる普及により、高齢者は心身ともに健やかに、安心・安全な生活を送ることができ、ひいては認知症の予防、健康寿命の延伸及び医療費の抑制にもつながるため、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるものであります。

今回、参考人2名による意見陳述及び関係部署であります障害福祉課及び高齢者福祉課に対する質疑を踏まえ審査を行った結果、購入価格は高額なものもあるが、低価格帯の補聴器の品ぞろえもあること、より安価な集音器など補聴器以外の代替品を使用することも可能であること、全ての軽度の難聴者を対象とする公的補助制度は妥当かとの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、議第59号令和3年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

まず、子育て支援課関係部分においては、子育て世帯臨時特別給付金支給に要する経費として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、臨時特別給付金を支給するものであり、費用は全額国庫負担となり、令和2年度の実績報告に伴い、国庫返納金48万8,000円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、病児保育事業相互利用負担金に関しては、保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な乳幼児または小学校に就学している児童について、病気の回復期に至らないまたは病気の回復期にある場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を実施する病児保育事業において、大分県が推進する病児保育の広域化により、令和3年10月1日に県内の市町村間において病児保育施設の相互利用に関する協定が締結されることになりました。

それに伴い市町村間での相互利用の実績に応じて負担金を納付する必要があるため、特別保育等に要する経費の追加額として、30万円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。また、歳入につきましても、他市在住者が別府市の病児保育施設を利用した場合の病児保育事業相互利用負担金5万円を計上しようとするものであるとの詳細な説明がなされました。

委員より、コロナ禍における当市の病児保育施設の利用状況に関する質疑に対して、当局より、施設内の感染を恐れての利用控えが影響し、利用者数は減少しており、曜日により多少の変動はあるものの、全体的に定員に余裕があるものと把握しているとの答弁がなされました。

次に、健康推進課関係部分についてであります。

新型コロナウイルスの県内及び市内の感染状況等を鑑みる中、市民の安心・安全を確保するため、別府市PCR検査センターの開設期間を8月末までとしていましたが、12月末まで延長すること。それに伴い新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の追加額

として2億2,473万7,000円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、健診結果等の情報標準化整備事業において、令和4年度からの運用開始に向け、市町村においてシステムを改修する必要があることから、健康診査に要する経費の追加額として健康管理システム改修業務委託料297万円を計上しようとするものであり、また、歳入につきましては、システムの改修経費に係る補助として、健康診査に要する経費の追加額に対する国庫補助金148万5,000円を計上しようとするものであるとの詳細な説明がなされました。

委員より、市内の大学生に対して、市及び大学側が同センターの積極的な利用をお願いしているとのことであるが、抗原検査キットに余剰がある場合は、大学への配布を検討していただきたいとの意見がなされた次第であります。

次に、保険年金課関係部分についてであります。

歳入として、令和2年度に大分県後期高齢者医療広域連合に対して支出した療養給付費負担金の精算に伴う返還金として、1億6,031万円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、介護保険課関係部分についてであります。

社会福祉法人が低所得者に対する利用料の減免を行った場合において、令和2年度の実績報告に基づき超過交付となった助成金を県への返納金として11万5,000円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、歳入として、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の追加の交付分として、国からの過年度収入3万8,000円、及び県からの過年度収入1万9,000円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、教育政策課関係部分についてであります。

歳出として、小学校と中学校のICT環境整備に要する経費の追加額をおのおの417万8,000円と160万円を計上しており、児童・生徒の学びを保障する環境を整備するため、臨時休校等の使用だけではなく日常においても家庭学習を行うことを想定し、誰もが家庭でタブレット端末を用いてオンライン学習等を行えるよう、家庭に通信環境がない260世帯に対して機器を貸与し、通信料を負担するものであるとの説明がなされました。

委員より、家庭に通信環境がない世帯の割合についての質疑に対して、当局より、今年の5月時点の調査結果では、児童・生徒の総数は7,357名、世帯数は5,063世帯であり、そのうちの家庭に通信環境がない世帯は260世帯、約5.1%の割合であるとの答弁がなされました。

また、両親が共働き世帯や小学校低学年に対する日常の家庭学習時における端末操作のサポート体制についての質疑に対しては、導入当初は、学校において端末の操作方法についての説明を予定しておりますが、小学校低学年の児童につきましては、端末の接続や起動の際に保護者のサポートが必要となることも想定されるため、勤務等の都合により、家庭学習の時間帯に保護者が不在である場合のサポートについては、今後、教育委員会において協議をし、児童・生徒の学びの機会の確保に努めてまいりたいとの答弁がなされました。

次に、議第60号令和3年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、令和2年度決算において発生した剰余金を令和3年度に繰り越し、歳入として、繰越金4億8,312万2,000円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、歳出として、国庫返納金743万9,000円、県返納金1億479万3,000円、合計1億1,223万2,000円を精算返還金として計上するとともに、繰越金から精算返還金を差し引いた額を国民健康保険基金に積み立てるものとし、基金積立金3億7,089万円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 62 号令和 3 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、歳入として、令和 2 年度決算において発生した剰余金を令和 3 年度の繰越金の追加額 2 億 991 万 7,000 円と、県の介護給付費負担金 193 万 9,000 円の追加額を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、歳出として、令和 2 年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの超過交付分合計 1 億 1,961 万 2,000 円を精算返還金として計上するものであり、県からの介護給付費負担金と繰越金を合計した 2 億 1,185 万 6,000 円から精算返還金を差し引いた差額 9,224 万 4,000 円を基金積立金の追加額に計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 63 号令和 3 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）では、令和 2 年度決算において発生した剰余金を令和 3 年度に繰り越し、歳入として、繰越金 885 万 9,000 円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

なお、決算による剰余金は、出納整理期間中に徴収した保険料相当額であるため、歳出として、大分県後期高齢者医療広域連合に対して支出する保険料等負担金 885 万 9,000 円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

以上 4 件の補正予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第 66 号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の規定に基づき条例を定めるに当たり、従うべき基準等を定める内閣府令の一部が改正され、書面の作成等について、書面に代えて電磁的記録により行えることが定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

最後に、議第 71 号市長専決処分については、令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）関係部分について、新型コロナウイルスワクチン接種の迅速化を図るため、歳出として、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として 12 億 7,893 万 1,000 円、歳入として、同額の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を計上していること、歳出の内容は、高齢者について 7 月中に終わるために講じた集団接種会場運営に要する経費であり、内訳は医師等謝礼金と接種体制確保事業委託料となるとの説明がなされました。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

委員より、早急なワクチン接種が必要と思われる市職員の接種状況についての質疑がなされ、当局より、通常の予約による接種に加え、キャンセル対応を行うなど、できるだけ早く多くの職員への接種を進めているとの答弁がなされました。また、寝たきりの高齢者等に対するワクチン接種の状況についての質疑に対しては、訪問診療等による接種を行っているとの答弁がなされました。

以上 1 件の条例議案及び 1 件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決、承認するものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案に対する審査の経過及び結果についての報告を終了いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（総務企画消防委員会委員長・阿部真一君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（阿部真一君） 去る 9 月 3 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 59 号令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分外 3 件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議第 59 号令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分についてであります。

初めに、職員課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、公共施設の消毒作業等に従事する会計年度任用職員の雇用期間を年度末まで延長することに伴い、報酬等 4,667 万 9,000 円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、任用職員の年齢層について質疑がなされ、当局から、高齢者が大半を占めているものの、20 代から 70 代後半まで幅広い年齢で構成されているとの答弁がなされました。

次に、政策企画課関係部分では、企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金 100 万円を計上すること及びふるさと納税ポータルサイトの拡充や経費の削減等を目的として、寄附の受付から返礼品の発送までの包括代行業務を見直すことに伴い、委託料の債務負担行為を設定する旨の説明がなされました。

続きまして、財政課関係部分では、主なものとして、競輪事業特別会計の一般会計繰入金 1 億円の追加により、競輪事業収入が 4 億円になること及び地方財政法の規定に基づき、一般会計の前年度決算剰余金を別府市財政調整基金に積み立てることにより、基金の年度末現在高見込みが 64 億 1,365 万 1,000 円になる旨の説明がなされた次第であります。

次に、防災危機管理課関係部分では、大分県より高潮浸水想定区域に指定されたことに伴い、高潮ハザードマップの作成や配送に要する委託料 556 万 8,000 円と緊急防災・減災事業債を活用し、鉄輪地獄地帯公園に避難所等を併設した防災用備蓄倉庫を整備すること及びあすべっふ体育館を備蓄倉庫に改修することに伴い、測量設計等委託料 2,090 万円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、ハザードマップの配送先について質疑がなされ、当局から、高潮による浸水が想定される 40 か所の自治会に対し配送するものであるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、議会事務局関係部分では、議会活動の効率化や議案書等を電子化するペーパーレスを推進するため、タブレット端末等の導入に要する経費 917 万 4,000 円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、本会議や委員会での使用をどのように考えているのかとの質疑がなされ、当局から、次期改選までは議員間で利用格差が生じないように、都度、導入検討委員会の後継となる ICT 活用推進委員会で検討し、その結果を議会運営委員会に諮り、決定していきたい旨の答弁がなされました。さらに同委員から、推進委員の選出に関する質疑がなされ、当局から、各会派より 1 名ずつの選出を願うものであるとの答弁がなされました。

その他、複数の委員から、ペーパーレスの実現に向け操作に関する支援策を講じるよう要望がなされた次第であります。

以上の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2 件の条例議案及び 1 件のその他議案についてであります。

初めに、議第 64 号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、働き方改革に伴い、正規の勤務時間以外の超過勤務の上限その他必要な事項を規則で定めることに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、競輪事業では、業務の縮小が事業収入に直結するため、特例を設けるなど事業担当課と継続的に協議していくべきではないかとの意見がなされ、当局から、下半期は条例改正により開催日数を調整しているが、来年度以降は人員体制等を改善できるよう協議を続けていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、議第 65 号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてで

は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対し、その危険性から特殊勤務手当の特例を定めることに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

最後は、議第 71 号市長専決処分についての関係部分であります。

衆議院議員総選挙の執行に当たり、ワクチン接種業務の遂行に人員を割き、従事員の確保が困難であることから、民間に対する派遣業務委託料等を市長において専決処分したことに伴い議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、開票作業における新型コロナウイルス感染症対策についての質疑がなされ、当局から、密を回避するため、通常より開票時間はかかるが、人員を減らす対応を検討している旨の答弁がなされました。

以上 2 件の条例議案及び 1 件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(予算決算特別委員会委員長・荒金卓雄君登壇)

- 予算決算特別委員会委員長(荒金卓雄君) 去る 9 月 3 日の本会議において、予算決算特別委員会に付託を受けました議第 72 号令和 2 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 80 号令和 2 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまでの計 9 議案について、審査いたしました経過並びに結果について御報告いたします。

当初予算審議と決算認定審査の循環性が着実に定着してきた中、本委員会では、予算の執行や各事業が適正かつ効果的に行われているかを検証し、将来の財政運営や、翌年度の当初予算編成へ反映させることを目的として、本年度も慎重かつ適正な審査を実施いたしました。

委員会審査初日の 9 月 8 日においては、執行部の総括説明を受けた後、委員 5 名による総括審査を実施いたしました。

また、翌 9 日においては、委員 3 名による個別審査を実施し、9 月 14 日に採決を行ったところであります。

令和 2 年度当初予算は、市民福祉の向上、市民の安全確保、第 2 期別府市総合戦略の推進により別府市の活性化を図るなど、市民が幸せを実感できるまちづくりを最大の目的に予算編成がなされたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業については中止や延期とし、代ってコロナ対策のため「雇用を守る」「事業を守る」「市民の健康・生活を守る」取組が優先して実施されたため、その事業の成果について質疑がなされました。

審査の過程においては、改善はされているが、96.9%と依然高止まりしている「経常収支比率」や、5 年ぶりに 3 億 5,131 万円の黒字となった「実質単年度収支」、さらには、増加する「地方債」や「主要基金の状況」など、市全体の財政状況に係る今後の見通しや課題についても質疑がなされました。

加えて、日々変容する社会情勢を的確に捉え、新たな行政課題に対応するための組織改革やデジタル化について、さらには児童虐待防止や子育て支援など子どもに関する取組の成果、障害児通所支援や特別保育など障害福祉に関する取組についても質疑がなされました。

また、B - b i z L I N K に対する委託料に関しては、対象事業の成果を審査する資料についての質疑がなされました。

一方、意見としては、各事業の成果については、予算が所期の効果を上げるため、費用対効果をしっかり評価、検証、分析し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力し、

また、コロナ禍における住民ニーズを的確に把握し、事業の見直しを含め、対策を講じながら改善できるところは柔軟に改善し、事業継続を図るとともに、各事業の成果の公表、住民福祉の向上のため、情報の発信に努めること。

水道事業については、給水人口の減少により収入決算額が減少している。今後は、老朽化した配水管の更新や耐震化等により維持費の増加が見込まれるため、引き続き事業全体の調整を図り、将来的にも安定した経営の健全化に努めること。

公共下水道事業については、独立採算制を基本としているため、業務委託等による事務の効率化や水道事業と共通する業務の統合など、さらなる経営努力に努めること。

最後に、令和4年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き法人税や入湯税等の市税は大幅な減収が見込まれるため、今後の財政運営の課題となる「社会保障費の増加」「人口減少」「公共施設の老朽化対策」と併せ、状況を注視するとともに、しっかりとした対策を講じること。特に、今後多額の負担となる公共施設の老朽化対策について、施設の在り方を常に検討し、その時の情勢に合わせて確実に取り組むこと。さらに支出の平準化を図り、令和4年度も実質単年度収支が黒字となるよう予算編成を行うとともに、災害等、不測の事態に備えた「財政調整基金」については、コロナ感染症対策における課題に取り組みつつも、基金をできる限り確保すること。

以上のように、様々な意見が各委員からなされました。

審査の結果、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、全議案について認定すべきものと決定いたしました。

なお、昨年度同様、委員会で取りまとめを行った改善提案等を次のとおり本委員会の意見書として市長に提案し、政策に生かすよう求めることといたしました。

1 持続可能な財政運営について

(1) 令和2年度末における地方債現在高は、大型事業実施の影響で前年度から約30億円増加している。臨時財政対策債の占める割合が大きいとはいえ、今後予定されている公共施設の老朽化対策による施設の改修、新図書館整備事業、学校給食共同調理場建て替え事業など大型事業を実施する上でさらに多額の地方債の発行が必要であり、それに伴う公債費の増加が懸念される。公債費は令和4年度にピークを迎えるとは言え、地方税等の歳入が減少している中で、地方債の発行に当たっては、中長期的な償還計画を策定し、財政運営に支障を来さないよう事業計画や地方債の管理を適切に行い、持続可能な財政運営に取り組むこと。

(2) 一般会計における実質単年度収支は5年ぶりに黒字となったが、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症対策関連費の増加が見込まれること、少子高齢化による社会保障費の増加が続いていることから、持続可能な財政運営が図れるよう財政規律を緩めることなく、さらなる収支改善に取り組むこと。

2 補助金の必要性の検証について

各種団体においては、コロナ禍により事業の実施が困難な状況も見受けられる。補助金の交付に当たっては、公益性や公平性を確保する必要から十分な審査と検証を実施し、必要最低限の予算執行とすること。補助事業完了後には、実績報告を基に精査するとともに、補助金等成果報告書によりさらなる透明性の確保に努めること。

3 移住定住の促進について

人口減少は消費市場・経済活動の縮小や税収減など、市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、新型コロナウイルス感染症拡大により地方移住への関心が高まっているこの機を捉えて、以下の移住定住促進の施策を講じること。

(1) 中心部や郊外などエリアごとの特性を生かすため、市内全域を目標に空家バンクの登録増加に取り組むこと。

(2) 移住に関心の高い「おためし移住施設」の利用者が確実に移住に結びつくように、温泉はもちろんのこと、病院、学校、買物及び自然景観など利用者が求める情報の提供に努めること。

4 人員の確保について

ワクチン接種や公共施設の清掃・消毒など新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量の増加に対応するため、ICT推進による業務の効率化に取り組むとともに、現状を把握し、市民サービスに影響がないように必要な人員を確保すること。

また、コロナ禍が継続する中で、今後生活保護申請者が増える可能性があることから、申請者の不利益にならないよう相談体制の整備に努めるとともに、人員体制は柔軟に対応すること。

5 次年度の予算編成等について

令和4年度予算編成においては、コロナ感染症の長期化により、さらなる財源確保が必要になると見込まれるため、事務事業の精査、縮小、廃止等を積極的に行うこと。

また、市民の健康・生活・事業・雇用を守る事業実施を最優先し、コロナ後を見据えた経済の反転攻勢に向けた施策や総合戦略推進に基づく子育て支援、新図書館整備事業等、さらには共生社会実現を推進する施策など、本市の将来を見据え、必要性、緊急性を基に優先順位をつけた中での予算編成を実施すること。

加えて、近年多発する自然災害に対応するため、将来への投資的事業についても必要に応じ計画修正を行うなど、柔軟な事業執行に努めること。

最後に、本意見書及び委員会での意見を令和4年度の当初予算編成に反映することを要望するとともに、予算審議と決算審査の循環性を図るため、令和4年（令和3年度決算認定審査）予算決算特別委員会において、その取組についての回答を求める。

以上、当委員会に付託を受けました議案9件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いします。（拍手）

○議長（松川章三君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（18番・平野文活君登壇）

○18番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第72号、第73号、第77号に反対の討論を行います。

議第72号令和2年度一般会計決算についてであります。

まず、別府西中学校の工事請負費26億6,664万円、亀川住宅建替に要する経費20億4,100万円に反対です。

これらは必要な事業ですが、入札の在り方に疑問があります。別府西中学校の本体工事の予定価格20億7,673万4,300円に対して落札額は20億7,350万円で、落札率は99.86%でした。予定価格との差は287万4,300円、0.14%でありました。次点になった業者とはこのわずかな差額で競い合ったわけで、まさに神業というほかありません。亀川住宅建て替え工事も、約50億円の工事に対して1者しか入札参加がなく、競争原理が働かなかったことも極めて不思議なことであります。

また、B－b i z L I N Kに要する経費5,612万5,000円に反対です。

これは、人件費や事務所費などで、B－b i zは公費丸抱えで運営されているのです。もともと平成29年1月の設立提言書では、「当面は行政の支援で必要経費を賄うが、将来的には自主財源による安定的運営を図る」として、工程表では、その「将来」とは「平成32年度」、つまり今議会の決算審査の対象になっている「令和2年度」となっておりました。

ところが、このB－b i z L I N Kに要する経費は、平成30年度4,127万円、令和元年度4,510万円、そして令和2年度の5,612万円と、「自主財源」どころか、公費による丸抱え額が年々膨れ上がっているのが実態です。

さらに、B－b i zの事業費として、令和2年度は1億8,329万3,000円の公費が投入されていますが、その大半を占める観光課関係の誘客推進事業負担金7,088万4,000円、入湯税超過課税事業負担金8,167万2,000円にも反対です。

これだけの公費を投入したことによって、この組織の設立目的である「地域経済の持続的発展」や「住民の生活向上」について、どういう成果を上げたのかが具体的に示されなればかりか、この1億数千円がどこに支払われたかも公開されないことが、決算審査を通じて明らかになりました。市民の立場からは、納得できないことばかりであります。

また、学校給食共同調理場建設に要する経費5,744万円に反対です。

昭和22年から74年間続いている、自校式給食を共同調理場方式に変えることには同意できないからであります。

次に、水道事業会計に、一般会計から繰り出すべきお金が一貫して繰り出されていないことに反対です。

国は、毎年度の地方財政計画において公営企業繰出金を計上し、総務省がその「繰り出し基準」を示していますが、その中には災害対策事業があります。つまり、地震災害などが一に備える災害対策事業費については、その一部は一般会計から繰り出すことができ、その場合は、その一部を地方交付税等で考慮するとして、その基準を定めているのです。

ところが、別府市は一貫してこの繰り出しを拒否し続けております。その結果、今議会予算決算特別委員会に出された資料によると、建設改良事業などの財源である資本的収入に占める繰入金比率は、類似団体の15.28%に対して別府市は3.41%であり、極めて低いのが現状です。類似団体では、国の「繰り出し基準」を活用して一般会計から水道会計への支援が行われているのです。別府市が出すべきお金を出さない方針を取り続けるならば、いずれ上下水道局の企業努力も限界となり、水道料金の大幅値上げを余儀なくされるでしょう。こうしたことは絶対に許されません。

次に、議第73号国保会計決算に反対です。

令和2年度は約4億円の基金を積み立て、基金残高は約8,800万円になりました。加入世帯の平均所得は約84万円で、現年度国保税の収納率は94.38%で、県下18市町村の17位、下から2番目です。ため込みを増やすよりは、市民に還元すべきです。

最後に、議第77号介護保険会計決算に反対です。

介護保険会計の基金残高も10億円を超えました。決算審査では、うち5億円を第8期保険料の据置き財源とし、残り5億円は第9期以降のためと説明されましたが、低所得者のための利用料減免制度を創設するなど、今が苦しい市民に還元すべきであります。

以上の理由により、3議案について反対であることを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

(23番・泉 武弘君登壇)

○23番(泉 武弘君) 私は、令和2年度予算のうち、B－b i z L I N K関連予算、商工会議所、観光協会、旅館ホテル組合連合会予算の認定に反対し、討論をします。

これまでもB－b i z L I N K、観光協会、商工会議所、旅館ホテル組合連合会の予算・決算には反対をしてきました。決算委員会で問題を指摘したにもかかわらず、旧態依然とした委託や運営経費の負担、補助金の交付を繰り返しています。

最初に、私がなぜB－b i z L I N Kに対する予算・決算に反対するのか明確にしておきます。

今さら説明するまでもなく、地方自治法第1条の2項は、「地方公共団体は、住民の福

社の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」としています。その実施について、同法2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。また、地方財政法第3条では、予算の編成に当たっては、「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」、また、第4条の予算執行では、執行予算の経費は、「その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めています。そのため、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則と定め、公平性、公明性、事業の参加機会の平等性、経済性などを確保することが強く求められています。

平成29年に別府市が主導して地域活性化の推進母体としてBiz LINKが設立されました。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の先駆的事业推進の中で官民協力については、民間事業者やNPOなどの官民の協力により事業の継続性、経済的な自立を目指すものとされています。

ここでの問題は、別府市では官民協働が民間事業者やNPOではなく、市自ら社団法人を設立して、その代表を阿南副市長が務め、市はその団体に対して多額の負担金や事業委託をしていることです。これでは官民協働ではなく、行政丸抱えの社団法人と連携していると言われても仕方ありません。

地域活性化で特に重要なことは、業績評価と実績との関係です。私は、今日に至るまで客観的な業績評価の報告を受けた記憶がありません。ところが、業績評価に伴う実績値が示されないまま、市の業務を価格競争のない随意契約でBiz LINKに委託し続け、委託を受けたBiz LINKは、市から受けた業務の半数近くをさらにほかの業者に随意で委託していることです。地域の活性化を先行させるあまり、ずさんとも見える委託業務の実態と、地方自治法、地方財政法との整合性を一体市はどのように図るといえるのでしょうか。最も法令を遵守しなければならない立場の市長が、価格競争のない随意契約で業務を委託し、その業務の半数近くを再委託している法人の代表を副市長が務めているのです。しかも、Biz LINKの再委託承認書に必ず記載されるべきである再委託金額について、納得できる説明は全くありませんでした。地域活性化の実施に当たって地方自治法や地方財政法運用の例外措置の特例があるとは、関係法令のどこにも記されていません。別府市とBiz LINKの現状を見ると、地域活性化のためならどんな財政運営でもできるとしか見えないのは、私だけでしょうか。

ここで、最初の疑問は、市がBiz LINKに委託している竹製品の販路拡大、商品開発、宿泊業就労支援業務が、市の事業として本当に必要なかどうかという問題です。委託事業の中には商工会議所、観光協会、ホテル旅館組合連合会やAPUと連携すれば十分対応できる仕事が多く見られます。その証左として、APUは多くの起業・創業の実績を持っています。また、APUを除く3団体には、そのために補助金を出しているのではないのでしょうか。

次の問題は、地域活性化の実施に当たって市の登録業者には発注しないで、なぜBiz LINKだけに随意で委託するのかということです。地方自治法では、契約は、一般競争入札を原則として、例外規定として政令で定める場合に該当するときに限り随意契約ができると定めています。別府市は、契約の例外規定を使い委託事業の大部分を価格競争のない随意契約でしています。ここでの問題は、市は随意契約の正当性ばかり主張しますが、随意契約にしなければならないという理由はどこにも存在しません。しかも、事業内容を精査すると、市の委託事業の多くは競争入札や民間事業者並びにAPUなどと連携で十分対応できることが分かりました。市やBiz LINKは、関係法令を自己の都合のよいように解釈して運用していますが、決して許されることではありません。

なぜB－b i z L I N Kに市の職員を派遣する必要があるのですか。なぜ派遣職員の人件費を税金で負担する必要があるのですか。なぜB－b i z L I N Kの社員の駐車場借り上げ費用まで税金で負担するのですか。なぜB－b i z L I N Kに受注事業全部の処理能力がないことが分かっているながら委託をするのですか。なぜ市はB－b i z L I N Kの再委託を認めるのですか。なぜ市は再委託承認の際、再委託金額の記載をさせないのですか。なぜB－b i z L I N Kには業者資格審査や業者登録制度、入札ルールがないのですか。なぜ市が登録業者に発注、直接発注しないのですか。市が直接発注すれば、負担金や委託料は発生しないのに、なぜ余分な経費をかけるのですか。なぜB－b i z L I N Kは再委託金額の公開をしないのですか。

これは大変重要な点ですから、もう一度討論します。なぜB－b i z L I N Kは再委託金額の公開をしないのですか。

B－b i z L I N Kに委託した事業の大部分の原資は税金です。当然のことですが、税金が法律に沿ってどのように効率的に使われたか説明責任が、市とB－b i z L I N Kにはあります。また、議会も議決した責任から、同様の説明責任があることも、この機会に指摘をしておきます。

次の問題は、地方自治法に違反することが極めて高いという点です。

市は、平成29年以前には事業経験のない、その後においても経験の極めて浅い社団法人B－b i z L I N Kに対して多額の運営経費を特別に負担してきたばかりか、多くの事業委託を競争のない随意契約で締結しています。市が直接発注すれば、負担する必要のない事務所運営費を令和2年度までB－b i z L I N Kに対して約7億円も負担しています。また、市からの事業委託は2億3,700万円です。これまでB－b i z L I N Kに対する負担金と委託料の合計は、何と9億3,700万円にも達し、全てが税金から支出をされています。

ここでの問題は、B－b i z L I N Kに対する事業委託の大部分が、価格競争のない随意契約ということです。そればかりではありません。B－b i z L I N Kは、市から受託した事業の再委託をしているのです。令和元年度まで、市の資料によりますと、市の委託金額とB－b i z L I N Kがほかの業者に再委託した差額は9,600万円となっています。

この議会で令和3年度までの委託と再委託の差額について質問しました。ところが、信じられないことに再委託承認申請書に記載することが絶対必要な再委託金額を見ていないとの答弁があったのです。この説明は信じることができないばかりか、行政に対する怒りを通り越し、本当に悲しくなりました。

それはなぜか。市は随意契約を適法と声高に主張し、最高裁の判例まで紹介したにもかかわらず、再委託金額を見ていないと説明したのです。随意契約が適法と主張するのであれば、なぜ全ての契約資料を開示しないのですか。全く理解できません。これでは見せてはいけない、見られてはならない資料を必死で守っているようにしか私には見えません。

随意契約問題と再委託承認の不備は、法令に違反する可能性が極めて高いことを指摘しましたが、次に、事業委託方法に反対する理由を述べます。

市は、随意契約をした理由を地方自治法施行令167条の2第1項第2号を示しています。この条文は、契約の性質または目的が競争入札に適さないものとしていますが、果たしてそうでしょうか。外国人観光客誘致事業、マーケティング調査、空き店舗対策事業、人材育成支援事業、起業・創業支援業務など、どの事業を見てもB－b i z L I N Kでなければならない理由はどこにも見当たりません。これらの事業の中には、ほかの業者のほうが優れている事例も事業実績から見てとれます。B－b i z L I N Kに随意契約で発注した事業が、性質または目的が競争入札に適さないと説明しましたが、そのように判断し

たこと自体が理解できないのです。競争入札に適さないと判断したことには無理があり、法令に違反することが極めて高いことを再度指摘しておきます。

さて、議員の皆さん、議会や議員には、行政を監視することが市民から強く求められています。地方自治法2条14項では、最少の経費で最大の効果を発揮することを明記しています。ところが、皆さんは、市がB－b i z L I N Kに対して多額の運営費の負担金や事業委託を随意で契約していること、さらにB－b i z L I N Kが再委託している事実に対して、地方自治法や地方財政法の関係や費用対効果をどのように検証しましたか。議員の皆さんも、随意契約では価格競争ができないことはお分かりだと思います。地方自治法で明確に示されているように、契約の基本は一般競争入札で、随意契約は例外的な規定です。ところが、市は、B－b i z L I N Kとの契約を例外的な随意契約でしています。私から見れば、B－b i z L I N Kに対する多額の負担金や事業委託や再委託は異常に見えますが、皆さんの目にはどのように映りますでしょうか。地方自治法では、随意契約ができる事例が示されていますが、市とB－b i z L I N Kの契約は、どの事例とも整合性が見当たりません。

議員の皆さん、B－b i z L I N K関係の予算を認めれば、執行部の行った随意契約や再委託を追認することになりますが、それでも皆さんはよいとお考えですか。

「ともに生きる条例」が施行され8年になりますが、車椅子が通れないほど高齢者や障がい者が歩きにくい歩道や公園などが随所にあります。これらの改良は市の責務でありながら、亀の歩きよりも遅く、全く進んでいません。市は無駄遣いをなくし、市民の生活環境の整備を急がなければならないのです。市には、多くの高齢者や障がい者が住んでいます。生活環境整備は市民生活に欠かせないことでありながら、その環境整備を後回しして商工会議所や観光協会、ホテル組合連合会に多額の補助金を支出することに対して、納税者の理解が得られるとは到底思えませんので、補助金交付には反対します。

最後に、大変重要な決議文を紹介しますので、皆さんは議決の際の参考にしていただきたいと思います。

それは、平成3年11月15日に日本弁護士連合会から提出されたリゾート法の廃止を求める決議文です。この内容は、国が大々的に進めた総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法の廃止を求める弁護士連合会から出された決議文です。全国で41の道府県が競って指定を受け、ゴルフ場や観光施設を事業に組み入れました。ところが、事業が進まず、事業計画地が塩漬け用地となり、大きな社会問題になったことは、皆さんも記憶をしていると思います。

別府市でも、観光開発用地として市有地2万7,000坪を開発業者に譲渡する問題をめぐって議会が大変混乱したのが、つい昨日のように思い出されます。結果、議決は可否同数で、最後に議長が反対したため、土地譲渡議案は否決されました。私は、議員としてこれまでで最も難しい議決でしたが、反対することによって後世に市民の大切な財産を残すことができ、今もって誇れる議決であったと信じています。その後、その土地はA P Uに譲渡され、今日の国際文化都市の礎となっているのです。

私は、地域活性化の必要性は、誰にも負けないくらい強い気持ちを持っています。しかし、進め方によってリゾート法と同じようになるのではと大変危惧していることを指摘し、私の反対討論を終わります。

○議長（松川章三君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案及び請願について、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第59号令和3年度別府市一般会計補正予算（第6号）から、議第70号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてまで、以上12件に

対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上12件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上12件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第71号市長専決処分についてに対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願に対する委員長の報告は、これを採択しないものとの報告であります。

なお、本件の採決は、原案についてお諮りいたします。本件については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決定いたしました。

次に、予算決算特別委員会に付託された議案の採決を行います。

議第72号令和2年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号令和2年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号令和2年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第76号令和2年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議第78号令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第80号令和2年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまで、以上6件に対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

以上6件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上6件は、委員長報告のとおり

認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2により、議第81号別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第81号は、別府市教育委員会教育長に、寺岡悌二氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第81号別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案に対し同意を与えることに決しました。

ただいま、教育長に任命の同意を与えました寺岡悌二君から、挨拶したい旨の申出がありますので、発言を許可いたします。

○教育長(寺岡悌二君) 議会の最終日に、松川議長の御了解をいただき、このような大事な時間をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

この度、長野市長の任命並びに議会の皆様の御同意をいただき、心から感謝を申し上げます。

これまでの教育の歩みをたどってみますと、長野市政の下で学校のエアコン、洋式トイレ、運動場の整備・設置、また課題でございました図書館・美術館並びに学校給食調理場の問題、そして学校の統合問題、またICTの環境整備、あるいはコロナウイルスの対策等々、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変わりました。充実をさせていただきました。これも市長をはじめ歴代の議員さん、また議長をはじめ議員の皆様のおかげであると心から感謝を申し上げます。

これからも、より質の高い教育を目指すとともに、皆様から信頼され、誇りのあるように進めたいと思っているところでございます。

改めまして、議長をはじめ議員の皆様方には変わらぬ御指導・御鞭撻をいただき、初心を忘れることなく誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。御挨拶に代えさせていただきますと思います。

本日は、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(松川章三君) 次に、日程第3により、議第82号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第86号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまでの、以上5件を一括上程議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 82 号から議第 86 号までの 5 件は、本市職員懲戒審査委員会委員に、荒金卓雄氏、三重忠昭氏、阿部真一氏、末田信也氏及び安部政信氏を選任いたしたいので、地方自治法施行規程第 16 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 82 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、議第 82 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 83 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、議第 83 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 84 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、議第 84 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 85 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて及び議第 86 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、議第 85 号及び議第 86 号の以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 9 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第 12 号市長専決処分についてまで、以上 4 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿南寿和君登壇)

○副市長(阿南寿和君) 御報告いたします。

報告第 9 号及び報告第 10 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1

項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がなく、実質公債費比率は 2.8%で早期健全化基準の範囲内にあります。

また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第 11 号は、平成 19 年 3 月に策定いたしました別府市国民保護計画を変更しましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、議会に報告するものです。

報告第 12 号は、市道上の事故外 2 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上 4 件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 5 により、議員提出議案第 6 号出産育児一時金の増額を求める意見書から、議員提出議案第 10 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書まで、以上 5 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 6 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11 番・穴井宏二君登壇）

○11 番（穴井宏二君） 議員提出議案第 6 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると、2019 年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約 46 万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約 52 万 4,000 円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の 42 万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況となっており、平均額が約 62 万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約 20 万円を持ち出している計算となります。

国は、2009 年 10 月から出産育児一時金を原則 42 万円に増額し、2011 年度にそれを恒久化、2015 年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分 3 万円を 1.6 万円に引き下げ、本来分 39 万円を 40.4 万円に引き上げました。2022 年 1 月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を 1.2 万円に引き下げ、本人の受取額を 4,000 円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握した上で増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は 86 万 5,234 人で、前年に比べ 5 万 3,166 人減少し、過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子どもの成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(16番・市原隆生君登壇)

○16番(市原隆生君) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は、旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12番・加藤信康君登壇)

○12番(加藤信康君) 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

今、地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに複雑化した多くの行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害への対応、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により新たな財政出動が行われる中、複雑・多様化する地方の行政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実強化が求められます。

よって、国会及び政府においては、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、コロナ禍による新たな行政需要なども考慮して、歳入・歳出を的確に見積もり、健全な地方財政の確立に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス対策に伴う保健所体制・機能の強化に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな事業、また地域経済の活性化対策まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措

置を的確に行うこと。

- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 8 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 10 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・美馬恭子君登壇）

○3番（美馬恭子君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

保健所機能の強化・充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速な蔓延は、保健所や医療体制を極めて逼迫させ、地域経済にも甚大な影響を与えています。

こうした中で、別府市においては独自にPCRセンターを開設し、抗原検査も実施でき

るようになりました。1日400件の検査が可能な中、最近では200件近くの検査が実施されています。保健所を通さなくてもPCR検査が実施できるというメリットは大きく、無症状者に対しての検査は大変有効なものだと思っています。

しかし、1994年（平成6年）に全国で847か所あった保健所は、現在では469か所に減少しています。大分県でも6医療圏域に分かれての保健所業務となり、広域での保健所業務となっています、感染症が拡大していく中でかなり厳しい状態になっています。

感染症が拡大していない状況の中での業務も、本当に目いっぱいの状態です。そこに今回の新型コロナ感染症の蔓延は、相談体制やPCR検査体制の拡充、感染者の早期発見・隔離・治療の対応を図り、感染拡大と医療崩壊を回避していくための対応が急がれます。

保健所機能の充実と強化、地域医療を拡充するために、下記の事項を早急に取り組むように要望いたします。

記

- 1 保健所機能を充実強化するため、逼迫しない人員計画を検討すること。
- 2 地域医療体制が機能不全に陥ることのないように、関係機関に対するきめ細かい支援を強化すること。
- 3 災害に対応できる保健所・医療体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、大分県知事 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

最後に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（6番・安部一郎君登壇）

○6番（安部一郎君） 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りにすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済再生担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員からの申出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和3年第3回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和3年第3回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 59 分 閉会